

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	届出に係る計画変更命令	
根拠条例等・条項	大阪府生活環境の保全等に関する条例第55条	
所 管 課	環境保全部環境対策課	
処 分 基 準	<p>○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋） （計画変更命令等） 第55条 第52条又は前条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該届出事業場の排水口（排出水を排出する場所をいう。）においてその排出水に係る排水基準（第50条第1項の排出水に係る排水基準をいう。以下「排水基準」という。）に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から60日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係る届出施設の構造若しくは使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更（前条の規定による届出に係る計画の廃止を含む。）又は第52条の規定による届出に係る届出施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができる。</p>	
聴聞・弁明の機会 の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">・弁 明</span>
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	堺市行政手続条例第13条第2項第3号に規定する「施設若しくは設備の設置、維持若しくは管理又は物の製造、販売その他の取扱いについて遵守すべき事項が条例等において技術的な基準をもって明確にされている場合において、専ら当該基準が充足されていないことを理由として当該基準に従うべきことを命ずる不利益処分であってその不充足の事実が計測、実験その他客観的な認定方法によって確認されたものをしようとするとき。」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	

## 別紙

### ○大阪府生活環境の保全等に関する条例（抜粋）

#### （排水基準）

第50条 排水に係る排水基準は、排水の汚染状態（熱によるものを含む。以下同じ。）について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、前条第2項第1号に規定する物質（以下この節及び次章において「有害物質」という。）による汚染状態にあつては、排水に含まれる有害物質の量について、有害物質の種類ごとに定める許容限度とし、その他の汚染状態にあつては、同項第二号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

第51条 特定事業場排水に係る排水基準は、特定事業場排水の汚染状態（水質汚濁防止法第2条第2項第2号に規定する項目によって示される水の汚染状態以外の水の汚染状態（有害物質によるものを除く。）をいう。以下同じ。）について、規則で定める。

2 前項の排水基準は、第49条第2項第2号に規定する項目について、項目ごとに定める許容限度とする。

#### （届出施設の設置の届出）

第52条 工場又は事業場から公共用水域に水を排出する者は、届出施設を設置しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を届け出なければならない。

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 2 工場又は事業場の名称及び所在地
- 3 届出施設の種類
- 4 届出施設の構造
- 5 届出施設の使用の方法
- 6 汚水等の処理の方法
- 7 排水の汚染状態及び量
- 8 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

#### （届出施設の構造等の変更の届出）

第54条 第52条又は前条の規定による届出をした者は、その届出に係る第52条第4号から第8号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を届け出なければならない。